



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年12月19日火曜日 第1822号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	1045
土地改良区役員の住所の変更の届出.....	1046
土地改良区役員の就退任の届出.....	1046
土地改良区の解散.....	1046
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	1046
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	1047
保安林予定森林にする旨の通知等.....	1047
解除予定保安林にする旨の通知.....	1048
道路の供用開始（県道六軒家石手線）.....	1048
道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	1048
道路の供用開始（ " ）.....	1049
道路の区域変更（県道平野坂戸線）.....	1049
道路の供用開始（ " ）.....	1049
道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	1049

道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	1049
道路の供用開始（ " ）.....	1050
道路の区域変更（県道喜路能登線）.....	1050
開発行為に関する工事の完了.....	1050

### 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....	1050
----------------------------	------

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	1055
----------------------------	------

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	1055
不在者投票のできる施設の指定の取消し.....	1055
愛媛県知事選挙における各候補者が政見放送を行うことができる 一般放送事業者及び回数決定.....	1056

## 告 示

### ○愛媛県告示第1756号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。  
改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成18年11月22日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率） <b>第2条</b> 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率） <b>第2条</b> 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘5毛

要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）			
2～7 省略			

要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）			
2～7 省略			

○愛媛県告示第1757号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町第四土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

役員の種類	氏名	住 所	
		変更前	変更後
理事	塩出喜久馬	西条市大町746番地5	西条市小松町新屋敷甲690番地

○愛媛県告示第1758号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、吉田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏名	住 所
理事	松浦竹喜	宇和島市吉田町浅川780番地
"	上野武	宇和島市吉田町鶴間202番地
"	浜浦博	宇和島市吉田町知永4番耕地687番地
"	薬師寺恒彰	宇和島市吉田町立間1番耕地2485番地
"	毛利信介	宇和島市吉田町立間2番耕地103番地3
"	清家康生	宇和島市吉田町立間2番耕地1011番地
"	濱内孫嘉	宇和島市吉田町深浦3番耕地24番地
"	福森武之	宇和島市吉田町法花津1番耕地127番地
"	赤松與一	宇和島市吉田町法花津8番耕地230番地
"	石山定義	宇和島市吉田町白浦1854番地1
"	毛利茂	宇和島市吉田町沖村甲3047番地
"	水田浩	宇和島市吉田町河内甲1791番地
"	大久保孝夫	宇和島市吉田町河内甲393番地
"	奥平栄行	宇和島市吉田町奥浦甲2889番地
"	情家多喜男	宇和島市吉田町南君668番地2
"	稲葉恭治	宇和島市吉田町南君2000番地
監事	躰長大	宇和島市吉田町立間尻甲535番地
"	山本弘	宇和島市吉田町白浦152番地1
"	清家俊二	宇和島市吉田町奥浦甲1830番地6

退 任

役員の種類	氏名	住 所
理事	浅野修一	宇和島市吉田町立間尻甲428番地1
"	岩城光廣	宇和島市吉田町浅川771番地1
"	松浦善一	宇和島市吉田町鶴間232番地1
"	平山光政	宇和島市吉田町立間尻甲543番地1
"	薬師寺三行	宇和島市吉田町立間1番耕地2168番地
"	赤松誠市	宇和島市吉田町立間1番耕地629番地
"	毛利信介	宇和島市吉田町立間2番耕地103番地3
"	東山正博	宇和島市吉田町深浦3番耕地13番地2
"	井伊憲治	宇和島市吉田町法花津1番耕地117番地
"	二宮洋	宇和島市吉田町白浦201番地
"	吉見政夫	宇和島市吉田町沖村甲2201番地1
"	山崎金敏	宇和島市吉田町河内甲622番地
"	森陽一郎	宇和島市吉田町白浦外150番地
"	中田芳則	宇和島市吉田町奥浦甲148番地
"	伊藤仁三郎	宇和島市吉田町南君3071番地
"	毛利元隆	宇和島市吉田町南君458番地
監事	橋本信広	宇和島市吉田町知永4番耕地668番地1
"	赤松邦美	宇和島市吉田町立間2番耕地391番地
"	清家久万夫	宇和島市吉田町河内甲356番地

○愛媛県告示第1759号

南宇和郡内海村家串土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第2号の規定により平成18年12月12日解散した。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1760号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、四国中央市川之江町、金生町下分、金生町山田井、上分町、妻島町、金田町金川、金田町半田、川滝町下山、川滝町領家、柴生町及び下川町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称  
 県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・平山第2地区）  
 変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成18年12月20日から平成19年1月23日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所川之江総合支所

○愛媛県告示第1761号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成18年12月19日から平成19年1月2日まで

○愛媛県告示第1762号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

松山市久谷町乙1012

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

松山市久谷町乙1096、乙1097

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

松山市久谷町乙1087、乙1088

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

東温市則之内字影ノ地丙530の1、丙533の1、丙534の3、丙534の5から丙534の7まで、丙534の10、丙534の11

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字影ノ地丙534の5・丙534の7・丙534の11（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、丙530の1、丙533の1、丙534の6

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

東温市井内字ジガモリ乙107、乙108の1、字チヨチカヤブ乙109、字カクレヤシキ乙111の1、字ミヤノ上道ノ下乙142、字ミヤノ上道ノ上乙143

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ジガモリ乙107・乙108の1・字カクレヤシキ乙111の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所

東温市南方字島濃2993の1から2993の3まで、2993の39、2993の40

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所  
東温市南方字表山2975の9、2975の11、字西打越2976の1

(2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

8(1) 保安林予定森林の所在場所  
喜多郡内子町小田35、寺村3475

(2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1763号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
東温市河之内字三本松乙1594の3、乙1620の24、乙1620の212、乙1620の213、乙1620の241、乙1620の242、乙1620の246から乙1620の249まで（以上10筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第1764号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	六軒家石手線	松山市石手五丁目甲604番8から 同市石手五丁目甲604番10まで	平成18年12月19日
〃	〃	松山市石手五丁目甲607番10から 同市石手五丁目甲607番12まで	〃

○愛媛県告示第1765号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	内子河辺野村線	西予市野村町惣川1570番2から 同町惣川1571番地先まで	旧	メートル 10.4～26.1	キロメートル 0.093	
			新	10.4～33.9	0.093	

○愛媛県告示第1766号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	西予市野村町惣川1570番2から 同町惣川1571番地先まで	平成18年12月19日

○愛媛県告示第1767号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	平野坂戸線	西予市宇和町坂戸913番1から 同町坂戸909番2まで	旧	メートル 32～68	キロメートル 0.070	
			新	80～160	0.070	

○愛媛県告示第1768号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	平野坂戸線	西予市宇和町坂戸911番2から 同町坂戸909番2まで	平成18年12月19日

○愛媛県告示第1769号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町北表甲1256番5から 同町北表甲1261番5地先まで	旧	メートル 233～382 38～382	キロメートル 0.090 0.090	
			新	233～343	0.090	

○愛媛県告示第1770号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町山鳥坂 6 号568番 3 から 同町山鳥坂己868番 2 まで	旧	メートル 4.0～7.0	キロメートル 0.450	
			新	9.0～82.0	0.450	

○愛媛県告示第1771号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町山鳥坂 6 号568番 3 から 同町山鳥坂己868番 2 まで	平成18年12月19日

○愛媛県告示第1772号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	喜路能登線	宇和島市日振島1976番地先から 同市日振島904番地先まで	旧	メートル 0.3～2.0	キロメートル 2.103	
			新	5.0～29.0 5.0～29.0 8.0～27.0	2.103 0.105 0.145	

○愛媛県告示第1773号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
18松局建（開）第43号 平成18年12月5日	東温市牛淵字西ノ原1412番 2	松山市土居町1022番地 7 メゾンエクレール B 201号 櫻 股 則 禎

訓 令

○愛媛県訓令第16号

庁 中 一 般

各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第 1 条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する事務に係る特定決裁事項

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部 長	局 長
建築 住宅 課	1・2 省略				
	3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	1 特定建築物に関すること。			
		(1) 計画の認定及び変更認定（第17条第3項、第18条第1項）			
		(2) 特定建築物の計画及び計画の変更の建築主事への通知（第17条第5項、第18条第2項）			
		(3) 改善命令（第21条）			
		(4) 計画の認定の取消し（第22条）			
		2 既存の特定建築物に設けるエレベーターに関すること。			
		(1) 構造の認定（第23条第1項）			—
		(2) 消防長等への同意の申請（第23条第2項、建築基準法第93条第1項本文）			—
		3 建築物特定事業に関すること。			
		(1) 計画の受理及び計画の変更の受理（第35条第5項、第6項）			—
	(2) 市町からの通知の受理（第38条第2項）			—	
	(3) 実施の勧告（第38条第3項）		—		
	(4) 措置命令（第38条第4項）		—		
4 移動等円滑化経路協定の同意（第43条第2項、第44条第2項、第50条第3項）		—			
4～18 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部 長	局 長
建築 住宅 課	1・2 省略				
	3 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行に関する事務	1 特定建築物に関すること。			
		(1) 計画の認定及び変更認定（第6条第1項、第7条第1項）			
		(2) 特定建築物の計画 _____ の建築主事への通知（第6条第5項、第7条第2項）			
		(3) 改善命令（第11条）			
		(4) 計画の認定の取消し（第12条）			
	4～18 省略				

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表第2(第4条関係) 局長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表第2(第4条関係) 局長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者 部長 課長				局長	専決者 部長 課長	
建築指導課	1～5 省略				建築指導課	1～5 省略				
	6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 _____に関する事務	1 特別特定建築物に関する こと。				6 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に関する事務	1 特別特定建築物に関する こと。			
		(1) 措置命令(第15条第1項)					(1) 措置命令(第4条第1項)			
		(2) 要請(第15条第2項)					(2) 要請(第4条第2項)			
		(3) 指導及び助言 (第15条第3項)					(3) 報告の徴収及び立入検査(第4条第3項)			
		2 特定建築物(特別特定建築物を除く。)に関する指導及び助言(第16条第3項)					2 特定建築物 _____に関する指導及び助言(第5条第3項)			
	3 特定建築物の計画の認定申請及び変更認定申請の受理(第17条第1項、第18条第1項)			3 特定建築物の計画の認定申請及び変更認定申請の受理(第6条第1項、第7条第1項)						
	4 特定建築物に関する報告の徴収及び立入検査(第53条第3項)									
5 認定特定建築物の建築等の状況に係る報告の徴収(第53条第4項)			4 認定建築物の建築等の状況に係る報告の徴収(第10条_____)							
7 人にやさしいまちづくり条例の施行に関する事務(特定建築物及び公共交通機関の施設に係るものに限る。)	省略			7 人にやさしいまちづくり条例の施行に関する事務(特定建築物等及び公共交通機関の施設に係るものに限る。)	省略					
8～14 省略				8～14 省略						

備考 省略

別表第4(第4条関係)

備考 省略

別表第4(第4条関係)



土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
用地管理課	1～37 省略			
	38 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ____に関する事務	1 特別特定建築物に関すること。 (1) 措置命令(第15条第1項) (2) 要請(第15条第2項) (3) 指導及び助言(第15条第3項)		
		2 特定建築物(特別特定建築物を除く。)に関する指導及び助言(第16条第3項)		
		3 特定建築物の計画の認定申請及び変更認定申請の受理(第17条第1項、第18条第1項)		
		4 特定建築物に関する報告の徴収及び立入検査(第53条第3項)	—	
		5 認定特定建築物の建築等の状況に係る報告の徴収(第53条第4項)		
39～43 省略				

省略

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
用地管理課	1～37 省略			
	38 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に関する事務	1 特別特定建築物に関すること。 (1) 措置命令(第4条第1項) (2) 要請(第4条第2項) (3) 報告の徴収及び立入検査(第4条第3項)		
		2 特定建築物____に関する指導及び助言(第5条第3項)		
		3 特定建築物の計画の認定申請及び変更認定申請の受理(第6条第1項、第7条第1項)		
		4 認定建築物____の建築等の状況に係る報告の徴収(第10条____)		
		39～43 省略		

省略

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(60)の2 省略</p> <p>(60)の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「高齢者移動等円滑化法」という。)第15条第1項____の規定に基づく措置命令に関すること。</p> <p>(60)の4 高齢者移動等円滑化法第15条第2項の規定に基づく要請に関すること。</p> <p>(60)の5 高齢者移動等円滑化法第15条第3項の規定に基づく指導及び助言____に関すること。</p> <p>(60)の6 高齢者移動等円滑化法第16条第3項の規定に基づく指導及び助言に関すること。</p> <p>(60)の7 高齢者移動等円滑化法第17条第1項の規定に基づく計画の認定の申請の受理に関すること。</p> <p>(60)の8 高齢者移動等円滑化法第18条第1項の規定に基づく計画</p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(60)の2 省略</p> <p>(60)の3 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(以下「建築促進法」という。)第4条第1項の規定に基づく措置命令に関すること。</p> <p>(60)の4 建築促進法第4条第2項____の規定に基づく要請に関すること。</p> <p>(60)の5 建築促進法第4条第3項____の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(60)の6 建築促進法第5条第3項____の規定に基づく指導及び助言に関すること。</p> <p>(60)の7 建築促進法第6条第1項____の規定に基づく計画の認定の申請の受理に関すること。</p> <p>(60)の8 建築促進法第7条第1項____の規定に基づく計画</p>

変更の認定の申請の受理に関すること。

60の9 高齢者移動等円滑化法第53条第3項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

60の10 高齢者移動等円滑化法第53条第4項の規定に基づく報告の徴収に関すること。

60の11 省略

60の12 省略

60の13 省略

60の14 省略

60の15 省略

60の16 省略

60の17 省略

60の18 省略

60の19 省略

60の20 省略

60の21 省略

60の22 省略

60の23 省略

60の24 省略

60の25 省略

60の26 省略

60の27 省略

60の28 省略

60の29 省略

60の30 省略

60の31 省略

60の32 省略

60の33 省略

60の34 省略

(61)～(76) 省略

6 省略

(土木事務所長等の専決事項)

**第16条** 省略

(1)～(13) 省略

13の2 高齢者移動等円滑化法第15条第1項の規定に基づく措置命令に関すること。

13の3 高齢者移動等円滑化法第15条第2項の規定に基づく要請に関すること。

13の4 高齢者移動等円滑化法第15条第3項の規定に基づく指導及び助言 に関すること。

13の5 高齢者移動等円滑化法第16条第3項の規定に基づく指導及び助言に関すること。

13の6 高齢者移動等円滑化法第17条第1項の規定に基づく計画の認定の申請の受理に関すること。

13の7 高齢者移動等円滑化法第18条第1項の規定に基づく計画変更の認定の申請の受理に関すること。

13の8 高齢者移動等円滑化法第53条第3項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

13の9 高齢者移動等円滑化法第53条第4項の規定に基づく報告の徴収に関すること。

13の10 省略

13の11 省略

13の12 省略

変更の認定の申請の受理に関すること。

60の9 建築促進法第10条 の規定に基づく報告の徴収に関すること。

60の10 省略

60の11 省略

60の12 省略

60の13 省略

60の14 省略

60の15 省略

60の16 省略

60の17 省略

60の18 省略

60の19 省略

60の20 省略

60の21 省略

60の22 省略

60の23 省略

60の24 省略

60の25 省略

60の26 省略

60の27 省略

60の28 省略

60の29 省略

60の30 省略

60の31 省略

60の32 省略

60の33 省略

(61)～(76) 省略

6 省略

(土木事務所長等の専決事項)

**第16条** 省略

(1)～(13) 省略

13の2 建築促進法第4条第1項 の規定に基づく措置命令に関すること。

13の3 建築促進法第4条第2項 の規定に基づく要請に関すること。

13の4 建築促進法第4条第3項 の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

13の5 建築促進法第5条第3項 の規定に基づく指導及び助言に関すること。

13の6 建築促進法第6条第1項 の規定に基づく計画の認定の申請の受理に関すること。

13の7 建築促進法第7条第1項 の規定に基づく計画変更の認定の申請の受理に関すること。

13の8 建築促進法第10条 の規定に基づく報告の徴収に関すること。

13の9 省略

13の10 省略

13の11 省略

(13)の13 省略	(13)の12 省略
(13)の14 省略	(13)の13 省略
(13)の15 省略	(13)の14 省略
(13)の16 省略	(13)の15 省略
(13)の17 省略	(13)の16 省略
(13)の18 省略	(13)の17 省略
(13)の19 省略	(13)の18 省略
(13)の20 省略	(13)の19 省略
(13)の21 省略	(13)の20 省略
(13)の22 省略	(13)の21 省略
(13)の23 省略	(13)の22 省略
(13)の24 省略	(13)の23 省略
(14)～(33) 省略	(14)～(33) 省略
2・3 省略	2・3 省略

附 則

この訓令は、平成18年12月20日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年12月7日	特定非営利活動法人 ふれんずはうす	佐 伯 文 子	西条市周布1576番地2ハイム藤201号	この法人は主に西条市内の障害児者に対して、就労支援及び余暇活動への支援に関する事業を行い、生涯にわたっての自立と地域社会参加の推進を図り、公益に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成18年12月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,212,790
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,256
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 268,799

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
松 山 市	415,703	135,951

今 治 市 ・ 越 智 郡	152,753	50,918
宇 和 島 市	48,646	16,216
八 幡 浜 市 ・ 西 宇 和 郡	45,242	15,081
新 居 浜 市	103,393	34,465
西 条 市	94,226	31,409
大 洲 市	30,780	10,260
伊 予 市	32,950	10,984
四 国 中 央 市	77,123	25,708
西 予 市	38,324	12,775
東 温 市	28,112	9,371
上 浮 穴 郡	12,719	4,240
伊 予 郡	44,085	14,695
喜 多 郡	24,594	8,198
北 宇 和 郡	41,310	13,770
南 宇 和 郡	22,830	7,610

○愛媛県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4

項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により不在者投票のできる施設として指定したもののうち、次の施設についてその指定を取り消した。

平成18年12月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
病院	牧病院	松山市菅沢町甲1151 - 1

○愛媛県選挙管理委員会告示第50号

平成19年1月21日執行予定の愛媛県知事選挙における各候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及びその回数は、次のとおりとする。

平成18年12月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

区 分	一般放送事業者	政見放送の回数
テレビジョン放送	南海放送株式会社	1回
	株式会社あいテレビ	1回
	株式会社愛媛朝日テレビ	1回
ラ ジ オ 放 送	南海放送株式会社	1回